

自助努力に基づく
中長期的な資産形成を後押しする制度

NISA ニーサ

平成26年1月より
制度スタート

<少額投資非課税制度>

平成25年12月31日に廃止する現行の証券優遇税制（軽減税率）に代わり、平成26年1月1日から新たな証券優遇税制（NISA）が始まります。

※「NISA」は「少額投資非課税制度」の愛称です。

■ NISAへの移行に伴う税率の変化

平成25年 12月31日

- 上場株式
- 公募株式投資の譲渡所得
- 配当所得

軽減税率 ※
10.147%

※ 所得税と住民税の合計

なお、平成49年末までは復興特別所得税（各年分の所得税の額に2.1%を乗じた額）が追加的に課税されます。

平成26年 1月1日

本則税率 ※
20.315%

NISA 非課税

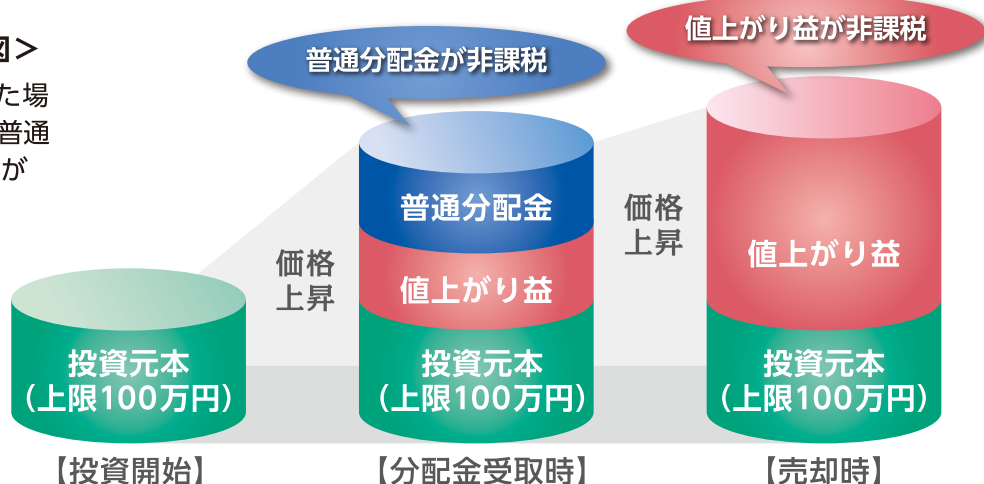
年間100万円の投資まで

■ 「普通分配金」と「値上がり益」が非課税に

<株式投資の場合のイメージ図>

例えば、株式投資信託に投資した場合、非課税期間中は受け取った「普通分配金」と売却時の「値上がり益」が非課税になります。

※ 普通分配金とは、株式投資信託の分配金のうち、受益者毎に利益が生じている部分の分配金をいいます。



NISA 6つのポイント

軽減税率の終了により導入される「NISA」。まずは、NISAの内容を6つのポイントに分けてご紹介します。

POINT 1 対象

満20歳※以上の日本
国内にお住まいの方
※平成26年以降、各年1月1日時点

POINT 2 非課税対象

株式投資信託や上場
株式の配当金や売却
益等

POINT 3 非課税投資枠

新規投資資金で毎年
上限100万円

※使用しなかった分を翌年以降
に繰り越すことはできません。

POINT 4 非課税期間

投資開始年を含めて
最大5年間

※非課税投資総額は最大500万円

POINT 5 口座開設可能期間

<開始>
平成26年1月1日

<終了>
平成35年12月31日

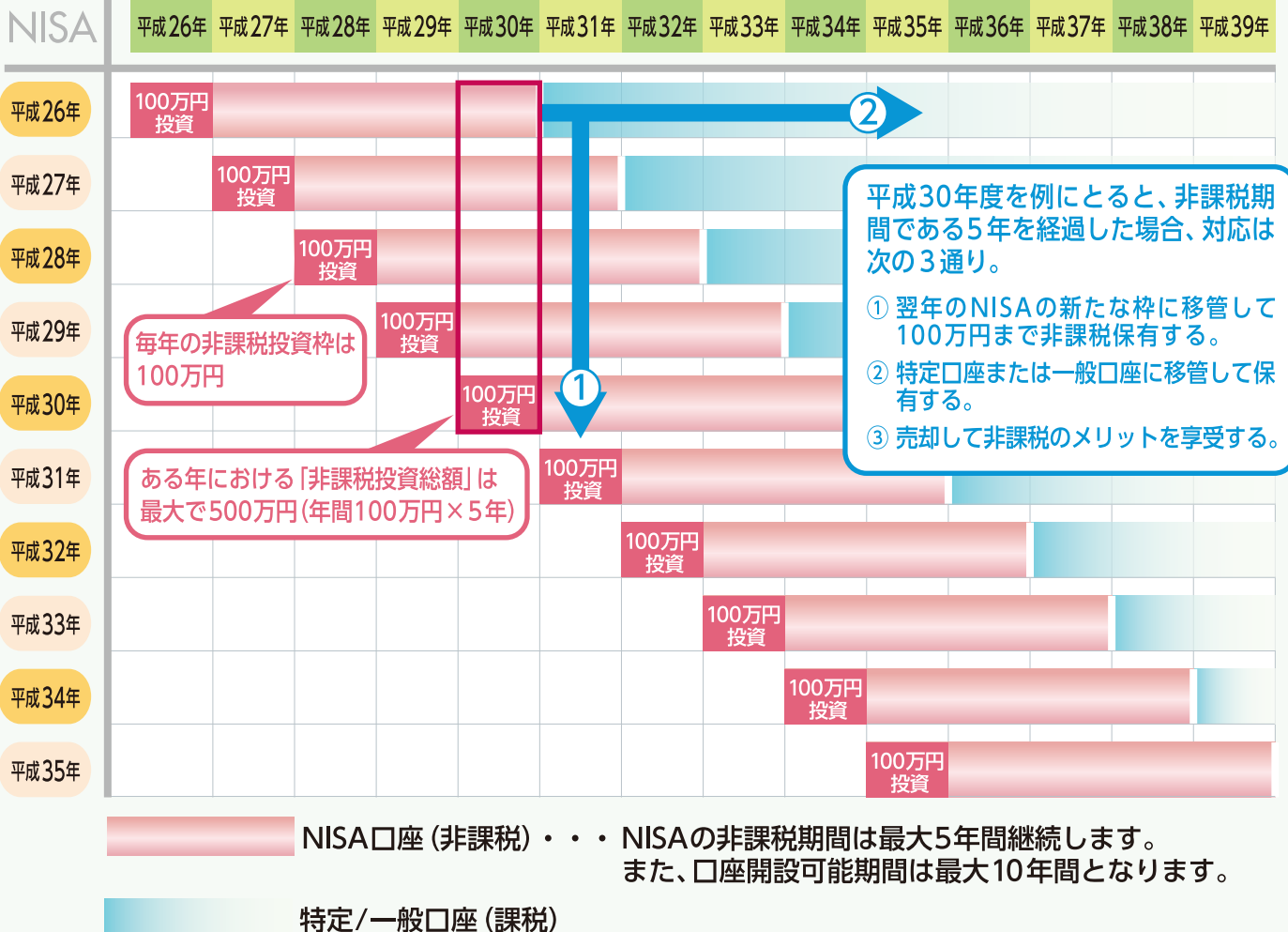
10年間

POINT 6

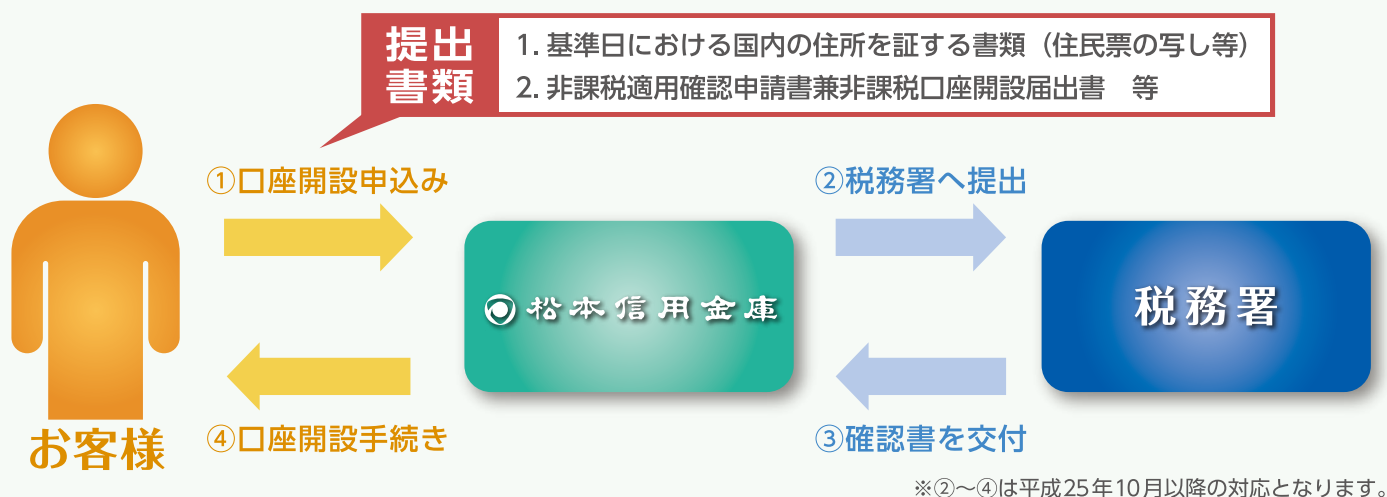
お1人様1口座まで

※複数の金融機関で口座を同時に
開設することはできず、お1人
様につき1つの金融機関でのみ
開設が可能となります。

NISA イメージ図



NISA 口座開設の流れ



NISA Q&A

Q1 非課税期間の途中で売却できますか？その場合、空いた枠を再利用できますか？

A1 期間途中でも売却は可能です。NISAは、新規購入100万円に対して適用されますので、例えば、購入した年に売却をした場合でも、枠の再利用はできません。

Q2 NISA口座の損益と課税口座の損益を通算することはできますか？

A2 NISA口座は課税口座と明確に区分された口座であり、損益通算はできません。

Q3 金融機関ごとにNISA口座を開けますか？

A3 NISA口座は、一つの金融機関でのみ開設可能ですので、当金庫でお申し込みいただいた場合、他の金融機関・証券会社では開設できず、当金庫で取り扱う投資信託（等）についてのみ、NISA口座でご購入できます。

Q4 現在保有している投資信託をNISA口座に移管することはできますか？

A4 課税口座からNISA口座に移管することはできません。

Q5 金融機関等を経由せずに、直接発行会社から受け取る上場株式等の配当等もNISAの対象になりますか？

A5 配当等はNISA口座を開設する金融機関等経由で交付されなければ非課税とはなりません。なお、当金庫のNISA口座で取り扱う公募株式投信の配当等については、特段の手続きを経ずとも非課税の適用を受けることができます。

Q6 平成25年1月1日以降住民票取得日までに引越しをした場合、「基準日における国内の住所を証する書類」は、どのようにすればいいですか？

A6 平成25年1月1日時点にお住まいの市区町村で住民票の除票の写し[※]をご請求のうえ、ご提出ください。なお、同一の市区町村内で引越しをした場合は、平成25年1月1日時点の住所を証明する住民票の写し等をお住まいの市区町村にご請求のうえ、ご提出ください。

※消除された戸籍の附表の写しでもお手続きいただけます。

投資信託ご購入にあたってのご注意事項

- ◇ 投資信託は預金、保険契約ではありません。
 - ◇ 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ◇ 当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
 - ◇ 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
 - ◇ 投資信託には元本および利回りの保証はありません。
 - ◇ 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
 - ◇ 外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
 - ◇ 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
 - ◇ 投資信託のご購入時には、買付時 1 口あたりの基準価額（買付価額）に最大 3.15% の購入時手数料（消費税込）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大 0.5% の信託財産留保額が必要となります。
- また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大 1.6695%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として信託財産を通じてご負担いただきます。
- その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。
- なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込期間や保有期間によって異なりますので、表示することができません。
- ◇ 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
 - ◇ 投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
 - ◇ 投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面を必ずご覧ください。

投資信託に関する主な手数料等の概要

- ◇ 購入時手数料（ご購入時）
ご購入時に直接ご負担いただく費用で、各ファンドの買付時 1 口あたりの基準価額（買付価額）に、投信ラインナップに記載の手数料率、約定口数を乗じて得た額。
 - ◇ 信託財産留保額（ご換金時）
ご換金時にご負担いただく費用で、換金時の基準価額に対して、投信ラインナップに記載の料率を乗じた額。ご換金の際は、ご換金時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額にて、換金代金が算出されます。
 - ◇ 運用管理費用（信託報酬）等（保有時）
保有時に間接的にご負担いただく費用で、原則として、信託財産の純資産総額に対して、投信ラインナップに記載の料率を乗じた額。日々計算され、信託財産の中からご負担いただきます。
- ※投資信託にかかる費用は上記の他に、監査費用、売買委託手数料などがあります。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。
- ※その他詳細につきましては、各ファンド最新の投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

その他NISAについてのご質問等

お問い合わせ先

お取引のある本支店にご連絡ください。
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

松本信用金庫

商号等：松本信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第257号
加入協会：加入協会なし

・本資料は、信頼できると判断した情報をもとに当金庫が作成しておりますが、正確性・完全性について当金庫が責任を負うものではありません。
・本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、投資信託・その他の有価証券の売買等を推奨するものではありません。
・本資料は、予告なく変更される場合があります。